

議 案 第 4 3 号

新居浜市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年6月9日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

新居浜市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

新居浜市固定資産評価審査委員会条例（昭和38年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第3条第1項」を「第6条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部が改正され、法律の題名が改められたこと等による所要の条文整備を行うため、本案を提出する。